

(指) 第54号

( 交 企 合 同 )

平成27年5月20日

本 部 各 部 課 長  
各 警 察 署 長 殿

三 重 県 警 察 本 部 長

交通事故事件等の報告要領及び様式について (例規通達)

改正 平29 (務) 第19号

対号 交通事故事件等の報告要領及び様式につ  
いて (例規通達・平成22年3月16日  
(指) 第10号 (交企合同))

この度、交通事故事件捜査の迅速化及び適正化を図るため、下記のとおり定め、実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

## 記

### 第1 趣旨

交通事故事件 (以下「事故」という。) が発生した場合において、その状況を的確に把握し、事後の捜査及び事故防止対策の効果的な推進を図るため、警察署長、交通部交通機動隊長及び交通部高速道路交通警察隊長 (以下「高速隊長」という。) から警察本部長に報告する要領について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 速報

#### 1 速報を要する事故の対象事案

##### (1) 発生対象による区分

- ア 死亡事故及び重体事故
- イ 負傷者多数 (10人以上) 事故
- ウ ひき逃げ事故
- エ 踏切事故
- オ 車両火災、積載物の爆発、危険物の流出等を伴う事故
- カ 幹線道路等に著しい交通障害を生じさせた事故
- キ 覚醒剤等薬物影響運転による事故
- ク 共同危険行為による事故
- ケ 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第75条の自動車の使用者の義務違反を伴

う事故

コ 車両故障及び車両構造の欠陥に起因する疑いのある事故

サ 交通事故を装った殺人、傷害、恐喝及び詐欺容疑事件

シ 強制捜査を実施した事故

ス 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定により自動車運転代行業の認定を受けた者が運転代行業務中（回送中を含む。）の事故

セ バス、タクシー等の乗客が負傷した事故

ソ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により届け出られ、又は指定された緊急自動車の事故

タ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条の危険運転致死傷の適用及び第4条の過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱の適用が見込まれる事故

チ 高速道路（国家公安委員会が指定する自動車専用道路を含む。）における逆走並びに総排気量125cc以下の普通自動二輪車、原動機付自転車、自転車及び歩行者が高速道路区域に立ち入ったため発生した事故

(2) 当事者による区分

ア 次の者が関係した事故

(ア) 天皇及び皇族

(イ) 内閣総理大臣及び国務大臣

(ウ) 国会議員

(エ) 最高裁判所長官

(オ) 政党主要役員

(カ) 都道府県知事及び三重県議会議員

(キ) その他上記の者に準ずるもの

イ 次の者が当事者となった事故

(ア) 外交特権を有する者

(イ) 駐留軍人、軍属及びそれらの家族

(ウ) 裁判官及び検察官

ウ 警察職員

ただし、私有車両による物件事故については過失が著しく軽微なものを除く。

(3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか社会的反響の大きな事案又は捜査上特に問題があると認められる事故

2 速報の種別

(1) 交通事故発生速報（様式第1及び様式第1の2）

(2) ひき逃げ事件発生（手配）速報（様式第2）

(3) 交通事件検挙（逮捕）速報（様式第3）

### 3 速報の方法

前記1の対象事案を認知した場合には、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）（執務時間外については本部交通当直及び総合当直）を経由して最低限、次の事項を速やかに第一報するものとする。

ア 事件名

イ 発生日時及び場所

ウ 当事車両及び負傷程度

なお、第一報後に判明した事項については、逐次追加報告するとともに、速報様式に必要な事項をまとめ、交通情報総合管理システム（T I A S）により報告するものとする。

### 4 速報上の留意事項

(1) 交通事故発生速報

ア 事故の概要は、できるだけ具体的な状況を報告すること。

イ 当事者が複数の場合には、交通事故発生速報補充用紙（様式第1の3）を用いること。

ウ 運転者の特定が複雑又は困難な状況、死体解剖、車両の鑑定等捜査上必要な措置及び問題点等については、その詳細を電話等により報告すること。

(2) ひき逃げ事件発生（手配）速報

ア 事件の概要は、できるだけ具体的に報告すること。

イ 緊急配備、事件手配等については、地域部通信指令課及び自所属において処置した状況及び結果について報告すること。

ウ 追加手配内容等については、判明の都度、その詳細を電話等により報告すること。

エ 原則としてひき逃げ事件のみを速報対象とする。ただし、あて逃げ事件についても、遺留部品（デバイス記号検索）等による車両検索等を伴う特異事案の場合は様式第2により速報すること。

(3) 交通事件検挙（逮捕）速報

事故、交通関係法令違反及びひき逃げ・あて逃げ事件において、被疑者を検挙（逮捕）した場合は、様式第3により、検挙区分、捜査概要等について報告すること。

### 第3 その他

警察署長においては管轄区域内、高速隊長においては活動区域内で発生した交通死亡事故について、事故当事者に関する事項のほか、現場の様態、道路環境等事故原因となったすべての状況を分析、検討した上で、交通死亡事故再発防止対策報告表（様式第4）により、交通死亡事故発生後、おおむね10日以内に交通部交通企画課長を経て報告するものとする。  
(様式省略)